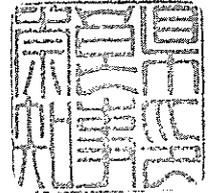




環政第527号
平成30年2月26日

天理市長 並河 健 殿

奈良県知事 荒井 正吾



山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る
環境影響評価方法書に対する意見

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

方法書に記載された都市計画決定権者は天理市であり、都市計画対象事業の目的および内容は、山辺・県北西部広域環境衛生組合が天理市岩屋町459番2他（以下「都市計画対象事業実施区域」という。）において、廃棄物焼却施設を新設するものである。

都市計画対象事業実施区域の近傍には、住宅等が存在することを踏まえ、都市計画決定権者は周辺地域の生活環境への影響に十分に配慮し、環境影響評価その他の手続を行うこと。

また、環境影響評価準備書以降の図書においては、事業の進捗状況も踏まえ、必要に応じて関係機関と協議のうえ、以下の点に配慮して環境影響評価が行われることが適当である。

1 大気質について

ア 上層気象の調査について、調査期間を年4季、7日間の調査としているが、観測条件を十分検討した上で、調査・予測・評価を実施すること。

イ 施設の稼働による粉じん等について、粗大・リサイクル施設において予測・評価を実施すること。

2 騒音・振動・低周波音について

ア 騒音・振動の調査地点について、敷地境界、民家等との距離・位置関係を準備書に記載すること。

イ 低周波音の調査について、周辺民家近傍の現況を十分調査した上で、予測・評価を実施すること。

3 水質について

ア 降雨時における水質調査について、強い雨が降ると予測される条件でも、調査・予測・評価を実施すること。

4 動物・植物・生態系について

ア 魚類底生動物の調査地点について、選定理由を準備書に記載すること。

イ 植物の調査について、湿地及びため池の中の水草類についても調査を実施すること。

5 景観について

ア 景観デザインについて、完成形の配慮事項を整理し、準備書に記載すること。

6 その他事業計画について

ア 煙突の高さについては、自主規制値を十分達成できる条件で、景観にも配慮し、決定すること。